令 和 5 年 3 月 17 日 文 部 科 学 省 総合教育政策局教育 DX 推進室

「教育データの利活用に係る留意事項(第1版)(案)」に関する パブリックコメント(意見公募手続)の結果について

「教育データの利活用に係る留意事項(第1版)(案)」について、令和5年2月28日から令和5年3月13日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計21件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。 いただいた主な意見の概要は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。御意見を踏まえて「教育データの利活用に係る留意事項(第1版)(案)」を一部修正させていただくとともに、今後の改訂の参考にさせていただきます。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

【個人情報の適正な取扱い】

- ・教育関連の個人情報に関しては、対象が若年層も含まれると想定されるため、成人 を対象に検討すべき内容に限らず、よりわかりやすい予防策を講じる事が必要であ ると明記するべきではないか。
- ・利用目的の特定や利用目的の明示の表現等について具体的な事例を記載してほしい。
- ・年少の児童生徒の場合は個人情報の利用目的そのものの概念を持つことが困難と考えられるため、保護者に対しての利用目的の明示は義務とするべき。
- ・利用目的の明示については、本人が小学校低学年、中学年、高学年、中高生である 場合に分け、適切な方法の例と不適切な方法の例を挙げるべき。
- ・説明同意の取り方の用例となるテンプレートや事例紹介が掲載されていると、より 利便性が高くなるのではないか。
- ・デジタル化しないデータについても同様の取扱いが求められるべきであることを明示するのが望ましい。

【プライバシーの保護】

・プライバシーの保護が十分でない場合やプライバシー侵害のおそれについて具体的 な説明が必要ではないか。

【セキュリティ対策】

・教育データが漏洩した場合の復旧手段について、予め対策を想定しておくべきでは ないか。

【教育データ利活用、その他】

- ・具体的な手続きについては、多くの自治体が悩んでいる部分であり、具体的なアクションに落とし込んだ記載は教育現場として大変ありがたい。
- ・個人情報保護の課題に留まらず、教育を受ける権利(憲法 26 条 1 項)や教育の自由 (憲法 23 条)にも留意が必要ではないか。
- ・ステイクホルダーとして、民間事業者や府省等も位置づけたらどうか。
- ・EdTech はこれから社会導入のステップであり、予見的にアセスメント行う猶予があるので、予見的なアセスメントについて留意すべきではないか。(AI によるプロファイリング等)
- ・留意事項の目的は、教育データの利活用と個人情報やプライバシー保護等の両方で あることを記載すべきである。

- ・学習用ソフトウェアのデータ移転やデータの相互運用性についても確認すべき。
- ・EU 基本権憲章第8条及び GDPR の考え方からすれば、個々の児童生徒には参加するかしないかを決める自由、どの範囲の情報を提供するかの自由、提供停止の自由、利用停止請求権、データ抹消請求権が基本権として認められるべきではないか。
- ・教育データの入力作業は教師にとって新たな負担になるものではないという理解で よいか。
- ・教員に「オンプレミス」は通じないため、非専門の教職員にも解釈可能なように加筆 してほしい。